

# 愛媛県町村会規約

平成17年4月1日 制定

(名 称)

第1条 本会は、愛媛県町村会と称する。

(組 織)

第2条 本会は、愛媛県内全町をもって会員とし組織する。ただし、本会の趣旨に賛同する市については、賛助会員とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務局を愛媛県自治会館に置く。

(目 的)

第4条 本会は、地方公共事務の円滑な運営と基礎自治体の振興発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- 一 基礎自治体の事務及び基礎自治体の長の権限に属する事務の連絡調整に関すること
- 二 地方自治の振興発展に関する活動、調査及び研究に関すること
- 三 基礎自治体職員の研修及び福利厚生に関すること
- 四 公有物件災害共済に関すること
- 五 その他本会の目的達成上必要な事項に関すること

(会 議)

第6条 本会の会議は、総会及び全員連絡会とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回春期にこれを開き、臨時総会及び全員連絡会は、会長において必要があると認めた場合にこれを開く。
- 3 総会及び全員連絡会は、会長がこれを招集する。
- 4 会員団体の4分の1以上から会議に付議すべき案件を示して、臨時総会又は全員連絡会の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。
- 5 総会及び全員連絡会は、本会の会員団体の代表者により構成する。
- 6 総会及び全員連絡会の会議における議長の職務は会長がこれを行う。ただし、会長に故障ある場合は、副会長がその職務を代行し、会長及び副会長ともに故障ある

場合は、当該の会議に出席している者の中から仮議長を選挙し、その者をして議長の職務を行わせる。仮議長の選挙を行う場合は年長者が臨時議長の職務を行う。

7 総会及び全員連絡会の会議は、その構成員の半数以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。

8 会議の議事は、出席している者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員)

第7条 本会に役員として会長1人、副会長1人、監事1人を置く。

2 会長、副会長及び監事は、会員団体の長の中から総会において選挙する。

3 役員任期は、2年とする。

4 前項の任期は、選挙の日からこれを起算する。ただし、前任者の任期満了の前日に選挙を行った場合は、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。また、前任者の任期満了の日後に選挙を行った場合は、前任者は後任者の就任するまでなお在任する。

5 任期途中で退任した者の補欠として会長、副会長又は監事となつた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に故障あるときその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。ただし、監査は、愛媛県町村議会議長会から選出された監事1人とともに行う。

(役員の実費弁償)

第9条 役員には報酬を支給しない。ただし、必要に応じ実費を弁償することができる。

(常務理事)

第10条 第7条に定めるもののほか、特に必要がある場合は、本会に常務理事1人を置くことができる。

2 常務理事は全員連絡会の同意を得て、会長が任命する。

3 常務理事は、会長を補佐し本会の事務を掌理する。

4 常務理事の任期は、2年とする。

5 常務理事は、本会の事務局長の職を兼ねることができる。

6 常務理事には、第9条の規定にかかわらず報酬を支給することができる。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の推薦により全員連絡会の決議を経てこれを委嘱する。

(財務)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれを支弁する。

2 会費は、加入団体の負担とし、その金額及び分賦方法等は、毎年度予算でこれを定める。

3 毎年度予算は、会長がこれを調製し、年度開始前に総会の議決を経なければならない。ただし、緊急を要する補正予算については、全員連絡会において議決することができる。この場合は、次の総会に報告しなければならない。

4 本会の会計年度は、国の会計年度による。

5 決算は、会長がこれを作成し、監事の監査を経て、翌々年度の当初予算を議する会議までに総会の認定に付さなければならない。

(事務局)

第13条 本会に事務局長1人、次長若干人、課長若干人、係長若干人、主事及び書記若干人を置き、会長がこれを任免する。

2 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を処理し、次長は事務局長を補佐し事務局長事故あるときはこれを代理する。

3 課長、係長、主事及び書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(規約の改正)

第14条 この規約は、総会の議決がなければこれを変更することができない。

(会長への委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、全員連絡会の議決を経て会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の際、従前の愛媛県町村会の会長、副会長、監事及び事務局長その他の職にある者は、この規約による本会の会長、副会長、監事及び事務局長、その他の相当職に選挙又は任命されたものとみなし、任期があるものについては、その任期は従前の規約による選挙又は就任の日からこれを起算する。

3 愛媛県町村会規約(昭和23年1月1日制定)は、平成17年3月31日をもって廃止する。

◎ 本会組織(規約第2条による)

◇ 会 員 ( 9 町 )

上 島 町

久万高原町

松 前 町

砥 部 町

内 子 町

伊 方 町

松 野 町

鬼 北 町

愛 南 町

◇ 賛 助 会 員 ( 1 市 )

西 予 市